

世帯内の国保加入者が全員65歳以上になった世帯主の方は今年から、特別徴収（年金から天引き）が始まります。



国民健康保険税の納付は、これまで普通徴収【納付書・口座振替・納税組合】によって納付いただいていたおりましたが、次のような世帯の対象となる方は、**10月の年金支給時から特別徴収【年金天引き】**が始まります。

■ 特別徴収の対象者って、どんな世帯・・・？

対象となるのは、次の1～4のすべてに該当する場合が対象となります。

- 1 世帯主が国民健康保険の被保険者である
- 2 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である
- 3 世帯主の公的年金の受給額が、年額18万円以上である
- 4 介護保険料と国保税の合算額が、年金受給額の1/2を超えない

※年度途中で世帯主が75歳になる場合は、特別徴収は行いません。

■ 普通徴収に戻すことも可能なの・・・？

特別徴収対象者であっても口座振替により納付いただければ、普通徴収に戻すことが可能です。希望する方は7月20日までに税務課または各支所地域生活係に『特別徴収中止申し出書』を提出してください。

なお、期限を過ぎた場合は10月分の年金支給時の天引き中止に間に合わない場合がありますので、お早めにお申し出ください。詳しくは、税務課(85-4828)へお問い合わせください。

■ 複数の年金をもらっている場合は・・・？

特別徴収となる年金には次のとおり優先順位があります。複数受給している方は、最も上位の年金のみで判定を行い、その年金から徴収されます。

なお、障害年金や遺族年金も対象となります。

- ① 日本年金機構
- ② 国家公務員共済組合連合会
- ③ 日本私学振興・共済事業団
- ④ 地方公務員共済組合連合会

■ 10月の特別徴収まで納めなくていいの・・・？

特別徴収の方は、10・12・2月の年金支給時に天引きされますので、それ以前の納期（1期・2期）で次のとおり年税額の半分の額を普通徴収で納めていただきます。

徴収時期（納期）	徴収方法	徴収税額
7月（1期）、8月（2期）	普通徴収	年税額の半分の額を、2回（期）に分けて普通徴収します。
10月、12月、2月	特別徴収	年税額の半分の額を、3回の年金支給時に特別徴収します。

来年度は、4月の年金支給時から特別徴収となります。

徴収時期（納期）	徴収方法	徴収税額
4月、6月、8月 （仮徴収）	特別徴収	前年度2月の徴収額と同額を4・6・8月の年金支給時に仮徴収します。
10月、12月、2月 （本徴収）		年税額を算定し、そこから仮徴収の税額を差し引き、残りの税額を3回に分けて年金支給時に特別徴収します。

※ 転出、社会保険加入などにより徴収額に変更がある場合は、再度通知いたします。